

令和8年4月30日開催

令和8年

第4回

函館市農業委員会総会

議事録

函館市農業委員会

令和8年第4回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年4月30日(木) 開会 14:30 閉会 15:15

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	6 番	山 田 美代子
1 番	川 村 稔	7 番	近 江 政 夫
3 番	佐 藤 勉	8 番	菅 原 秀 樹
4 番	大 槻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦
5 番	八 戸 千 修		

以上9名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主 査	奥 野 秀 光
局次長	中 村 勇 人	主任主事	日 向 彬
課 長	青 木 慶太郎	主 事	小笠原 康 太

以上6名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について

議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について

報告第1号 会長の専決処分の報告について(土地の現況証明書の交付について)

報告第2号 会長の専決処分の報告について(事務局職員の任免について)

報告第3号 会長の専決処分の報告について(函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について)

報告第4号 農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について

開会 14:30

議長（立藏会長）

本日、欠席委員はおりませんので、お知らせいたします。  
ただいまより、令和8年第4回農業委員会総会を開会いたします。  
まずはじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員はご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告4件、計10件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、6番山田委員、7番近江委員、兩名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は2千836平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。

記載の3名の農業委員にて、4月23日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

続きまして、4ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は5千600平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更でございます。  
記載の3名の農業委員にて、4月23日に現地調査を行っております。  
なお、このページの下段が箇所図となっております。  
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思  
います。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員からご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」の現地調査結果ですが、この案件  
について、近江委員、菅原委員と私の3名と、事務局職員で調査を実施し、調査委員  
全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は耕作によらず河川が中央部を流れ、また、木々が生い茂  
っている山林状態でありました。

番号2について、申請地は耕作によらず雑草が繁茂し、かん木類が育成した原野状  
態でありました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について願出のとおり証明する  
ことが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号  
「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は、記載のとおりで、面積は、3筆合計7千106平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和4年3月28日付け農用地利用集積計画で解約申し入れ日および合意解約日は令和8年3月6日、土地の引渡日は令和8年3月19日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

## 議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員からご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号3は4番大槻委員が、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず番号1、番号2を全員で審議し、続いて番号3を議事参与の制限に該当する大槻委員にご退室いただいたうえ審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

でははじめに、番号1、番号2を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

## 事務局（中村次長）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、2件の所有権移転および1件の賃借権設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

はじめに、番号1、番号2をご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、1万1千209平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が経営の縮小、借主が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、9ページが調査書となっております。

議案書の10ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は2千181平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、11ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について、農地の所有権移転および賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号1，番号2を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号3を議題といたします。

それでは大槻委員はご退室願います。

(大槻委員退室)

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局(中村次長)

議案書の12ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は2千710平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、13ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長(立藏会長)

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番(八戸委員)

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号3に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号3について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号3についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号3を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

大槻委員は入室願います。

（大槻委員着席）

次に、日程第5、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第4条の規定により、1件の農地転用許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

15ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は2千100平方メートルのうち、988.61平方メートル、農地区分は甲種農地でございますが、農家住宅用地として農用地区域から除外済みであり、函館市地域計画の区域外となっております。

計画内容は、農家住宅の建設で、転用理由は現在栽培している作物が果樹であり、鳥獣被害および風水害への迅速な対応を求められることから、営農地の近接地に居住するためです。

なお、このページの下段が箇所図、16ページが調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

当該地については市で策定している「函館市地域計画」の区域外であり、また「函館農業振興地域整備計画農用地区域内農地」における除外手続きを済ませていることほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点はないものと判断しました。

以上、議案第4号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案10件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から機構、機構から受け手の2つの計画を作成することになることから、「番号1と番号2」「番号3と番号4」「番号5と番号6」「番号7と番号8」「番号9と番号10」をそれぞれ、まとめてご説明申し上げます。

はじめに、番号1から番号8をご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示は19ページの別紙1に記載のとおりで、面積は19筆合計10万699平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、使用貸借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間は、記載のとおりとなっております。

なお20ページ、21ページが箇所図、22ページが調査書となっております。

23ページをお開き願います。

番号3および番号4についてでございますが、土地の表示は24ページの別紙2に記載のとおりで、面積は4筆合計2万1千428平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は田、権利の設定期間、借賃の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、24ページが箇所図、25ページが調査書となっております。

26ページをお開き願います。

番号5および番号6についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、2万3千144平方メートルのうち、2万1千997平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、使用貸借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間は、記載のとおりとなっております。

なお、27ページが箇所図および調査書となっております。

28ページをお開き願います。

番号7および番号8についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、5千640平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、使用貸借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間は、記載のとおりとなっております。

なお、29ページが箇所図および調査書となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番（八戸委員）

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1から番号8に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号8について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事するものに関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点はないものと判断いたしました。

以上、議案第5号番号1から番号8についての調査結果としてご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1から番号8を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり意見無しといたします。

続いて、番号9、番号10を議題といたします。

それでは大槻委員はご退室願います。

(大槻委員退室)

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局(中村次長)

議案書の30ページをお開き願います。

番号9および番号10についてでございますが、土地の表示は記載のとおりで、面積は、2筆合計4万9千996平方メートルのうち4万5千平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畑、権利の設定期間は、記載のとおりとなっております。

なお、31ページが箇所図および調査書となっております。

以上でございます。

議長(立藏会長)

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思っております。

それでは、調査委員を代表して、5番八戸委員から、ご報告願います。

5番(八戸委員)

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号9、番号10

に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号9、番号10について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事するものに関し事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第5号、番号9、番号10についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号9、番号10を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また、番号1から番号10までの全ての案件について北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

大槻委員は入室願います。

（大槻委員着席）

次に、日程第7、議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の32ページをお開き願います。

議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について」をご説明申し上げます。

議案書の33ページから35ページまでが内容となっておりますが、合同会議と同じものですので、説明につきましては割愛させていただきます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、説明がありましたが、本件について、各委員から何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお「令和8年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日の決定をもって、農業委員会ホームページでの公表および北海道への報告を行いますので、ご承知おき願います。

次に、日程第8、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の36ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第

2項の規定により、報告するものでございます。

37ページをお開き願います。

このページの番号1から39ページの番号2まで、市街化調整区域2件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、番号1は畑状態、番号2は農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第9、報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の40ページをお開き願います。

報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」をご説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

令和8年度の事務局体制についてでございますが、合同会議と同じものですので、説明につきましては割愛させていただきます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第10、報告第3号「会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の42ページをお開き願います。

報告第3号「会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程の制定について）」でございます。

合同会議と同じものですので、説明につきましては割愛させていただきます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第11、報告第4号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（中村次長）

議案書の46ページをお開き願います。

報告第4号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」をご説明申し上げます。農地法第4条の規定による届出が1件あったことから「函館市農業委員会事務局規程」第6条第1項第7号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

47ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示は記載のとおり、面積は1万3千548平方メートルのうち348.38平方メートルでございます。転用目的は住宅建築、転用の時期は、着手年月日令和8年4月1日、完了年月日令和8年8月31日、届出者は記載のとおりで、受理年月日は、令和8年3月4日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後にその他ですが、3点お話がございます。

1点目ですが、会議の出席報告です。

令和8年度渡島平野地区農家労働力対策協議会が4月27日月曜日、北斗市において開催され、私と事務局次長が参加いたしました。

その中で、有意義な時間を過ごさせてもらいましたし、それぞれの農業委員会の会長、職務代理者が出席されておりました。

次年度は七飯町開催ということで決定しております。

2点目ですが、次回の総会は、令和8年5月28日木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は既に過ぎておりますが令和8年4月24日金曜日、農地法関連は令和8年5月7日木曜日となっております。

3点目ですが、次回総会の現地調査日は、令和8年5月21日木曜日、午後1時からとなります。

それでは、5月の現地調査委員を指名いたします。

1番川村委員、2番佐藤委員、9番西浦委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 15：15

以上，会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議 長 立 藏 義 春

署 名 委 員 山 田 美 代 子

署 名 委 員 近 江 政 夫